

名家連ニュース

平成31年2月17日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 588号

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

4ブロック調整会議報告会に向けて意見交換と対策協議

名古屋市では「市全域の精神障害者地域生活支援協議会(堀田会長が委員)」の他に「市内4か所の地域ブロック調整会議」を設置しています。調整会議には4区内の保健センター、病院、基幹相談支援センター、福祉事業所など行政・医療・福祉関係者が一堂に会して「地域移行・地域定着」を促進するための連携のあり方・事例報告等について情報交換が進められています。家族会も途中からオブザーバーとして参加し「家族の生活実態アンケート調査結果」と「精神保健医療福祉の提言書」を配布し、家族・当事者の現状を紹介してきました。地域ブロック調整会議の名家連の出席担当者は、「南ブロック：大橋・池山」「西ブロック：末次：立松」「東ブロック：堀田、山田」「北ブロック：信藤、堀場」です。

3月4日(月)に4ブロック合同の報告会が招集され、担当者も参加します。会議に先立ち、2月25日(月)に各ブロックの担当者が集まり、家族会としての意見調整を図っていきます。

アンケート調査結果は、在宅の精神障害者の約7割が「未就労・引籠り状態」にあること、高齢化と共に家族の支援力が限界に達していること、従って「地域で支える仕組みづくり」は喫緊の課題であることを明らかにしました。「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」とは、こうした現状を直視し「地域で安心して暮らせる仕組みづくりを具体化すること」にあります。こうした機会に、家族会が声を挙げて、関係者の皆さんに家族の現状を理解して頂くよう努力を重ねていきます。(事務局：堀場)

障害年金「家族の心得」シリーズ①

≪初めて申請する場合≫

1. 初診日と保険料の納付要件を満たしていること

障害年金で最も重要なのは初診日の証明になります。国民年金法で20歳から60歳まで保険料を納付する義務が課せられています。従って、20歳以降の初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

(2) 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

(※初診日以降に未納分を納めても無効となりますので注意。)

但し、下記の強制加入の対象年齢以外の方は、国民年金に加入していなくても受給資格はあります。(1) 20歳未満の方 (2) 60歳～65歳未満の方

2. 初診日と保険料の納付状況を調べる

(1) 初診日が不明の場合は、「協会けんぽ」または役所の「保険年金課」などで「レセプト」を貰って受診記録を確認する。「レセプト」とは…別途紹介。

(2) 管轄の年金機構で保険料の納付記録を貰う。(注：年金手帳持参、家族の場合は自分の免許証又は保険証持参、機構によって窓口対応が一樣ではないので念のために委任状を用意しておきましょう。)

